

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 3月12日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	弁グランド部漏えい処理系の主蒸気隔離弁（C-内側）のグランドリーク検出配管用温度記録計の指示値が瞬時的に上昇すると共に、当該弁のグランドリークが発生したことを示す「温度高」警報が誤発生したため、対応検討	D	
2	1号機	プラントデータ表示装置の監視用モニタ画面に映像不良が認められたため、当該モニタ装置を点検・修理	対象外	
3	2号機	復水脱塩装置脱塩塔（7）の復水入口電動弁又は復水出口電動弁にシートリークの可能性が認められたため、当該弁（2台）を点検・修理	D	
4	2号機	主タービン用主油タンク大気差圧計（マノメータ）の測定用水不足による指示値不良が認められたため、測定用水を補充	D	
5	2号機	ほう酸水注入系ポンプエリア用局所空調機のプーリー一部より異音の発生が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	2号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（34-23）用アキュムレータの圧カスイッチ及び圧力計の取付け接続部より窒素ガスのリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	3号機	主復水器細管洗浄装置用ボール循環配管の点検において、フランジ面のライニング塗装に剥離（計8箇所）が認められたため、当該部を修理	D	
8	3号機	タービン建屋換気空調系高圧復水ポンプエリア用局所空調機（1台）の点検において、プーリー溝に摩耗が認められたため、当該プーリー（1組）を交換	D	
9	5号機	非常用ディーゼル発電機用燃料デイトクのレベル計に指示値不良が認められたため、当該レベル計を点検・修理	D	
10	6号機	電気油圧式制御装置制御盤内のタービンバイパス弁（No. 1）用開度計に指示値不良が認められたため、当該開度計を点検・修理	D	
11	集中環境施設	雑固体廃棄物焼却炉（A）の固着灰除去装置用移動台車が後退端まで戻らず、走行不良となったため、当該台車を点検・修理	D	
12	集中環境施設	高温焼却炉建屋1階廃棄物搬出クレーンの走行用操作スイッチ（4個中、1個）に接触不良が認められたため、当該操作スイッチを点検・修理	D	
13	集中環境施設	ペレット等固化設備のドラム缶取扱い装置用電源盤の開閉扉にロック機構外れによる開錠不能が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
14	集中環境施設	補助ボイラ用給水ポンプ（A）のケーシング接続部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
15	その他	海生物処理設備の排水処理用脱水機（A）のろ布洗浄水排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで